アルコールチェック義務化に伴う運用について

令和 4 年 4 月 1 日から運転前後のアルコールチェックの義務化に伴い、業務で車を運転 する際は、運転者の酒気帯びの有無についてチェックをお願いいたします。

1. 対象車両

社有車、営業車、代車

2. 手順について

- ① 運転前:運転する社員の上長(副部長以上)が、酒気帯び有無を確認し、使用報告書 (営業車はガソリン代請求伝票)のチェック欄に結果を記入。
- ② 運転後:運転する社員の上長(副部長以上)が、酒気帯び有無を確認し、使用報告書 (営業車はガソリン代請求伝票)のチェック欄に結果を記入。
- ③ 直行直帰など直接確認できない場合は、運転前後に電話で上長に確認を取り、運転者本人が使用報告書面のチェック欄に結果を記入。

※「酒気帯びの有無」の確認は、運転者の顔色、応答の声の調子等を含め、総合的に判断する事。

3. その他

- ・記録した使用報告書(営業車はガソリン代請求伝票)は、管理本部が1年間保存
- ・10 月以降は、アルコール検知器を利用した確認を実施予定ですので、運用が決まりましたら、また別途お知らせいたします。

以上